今金町議会政務活動費の交付に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、今金町議会政務活動費の交付に関する規則（平成３０年今金町規則第２号）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費の算定基準）

第２条　調査研究等に要する経費（交通費・日当・宿泊費等）の算定基準は、今金町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関する条例（昭和２０年今金町条例第２２号）によるもとする。

２　自家用車を使用したときは、全路程を通算（以下「通算路程」という。）し、１キロメートルあたり３７円を乗じて得た額とする。

３　前項の規定による通算経路に１キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（調査実施届出書の提出）

第３条　議員が調査研究のため先進地調査等を行う場合、又は研究会等に参加する場合は、あらかじめ調査実施届出書（様式第１号）を議長に提出しなければならない。

（道外出張の事前協議）

第４条　研修・研究等のため調査先が道外の場合は、必要やむを得ないものに限ることとし、事前に議長と協議の上、前条の届出をするものとする。

（調査結果報告書の提出）

第５条　前２条の調査を終了したときは、速やかに調査結果報告書（様式第２号）を議長に提出しなければならない。

（食料費の使用制限）

第６条　会議等における食料費の使用は茶菓子程度とし、酒・料理等には使用できないものとする。

（領収書等の提出）

第７条　収支報告書を提出するときは、領収書等を添付する等、その支出が正確、かつ、政務活動費の目的に添ったものであることを、明確にしなければならない。

（情報公開）

第８条　政務活動費は、今金町議会情報公開条例（平成１２年今金町条例第５２号）の規定による情報公開の対象とする。

（協議）

第９条　政務活動費の交付に関し疑義が生じたときは、議員は議長と、議長は議会運営委員会と協議し、決定するものとする。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

調　査　実　施　届　出　書

今金町議会議長　　様

今金町議会議員　　㊞

今金町議会政務活動費の交付に関する要綱第３条の規定により、下記のとおり届出します。

記

調査期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日まで
調　査　先	
調査事項	
概算経費	円 ○積算内訳
※　研修会・会議等の場合は、案内文書等の写しを添付のこと。	

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

調　査　結　果　報　告　書

今金町議会議長　　様

今金町議会議員　　㊞

今金町議会政務活動費の交付に関する要綱第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　調 査 期 間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日まで

２　調　査　先

３　調 査 事 項

４　調査先面会者

５　調 査 結 果